

静岡市議会基本条例に係る運営事項

○第 5 条（会派）

〔事務局提案〕

本条例の制定に伴い、規約のうち会派を規定する第62条に次の 1 項目を加える。

（___部分を追加）

静岡市議会の運営等に関する規約

（会派の結成及び活動）

第62条 議員が会派を結成し、又は会派の構成等に異動を生じたときは、当該会派の代表者は会派の名称、所属する議員の氏名、代表者の氏名等を記載した届出書を議長に、議長が選出されていないときは議会事務局長（以下「事務局長」という。）に、それぞれ提出するものとする。

2 前項の規定により提出された届出書は、議員の任期中、事務局で保管する。

3 会派は、政策立案及び政策提言のための調査研究に努めるとともに、政務活動費等の活用により会派に所属する議員の活動を支援する。

(案)

○第6条（市民との関係）

〔事務局提案〕

- ①本条例の第14条で定める「市長等の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言」との関係から、公述人・参考人にも適用するための委員会条例の該当条文を改正する。

静岡市議会委員会条例

第66条 第1項（略）

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。ただし、議員の質疑の趣旨を確認するための発言は、この限りではない。

- ②公述人や参考人には職員に準じた交通費と日当・宿泊費が支給となるがわずかのため、議会から出席を求めるときは、「実費弁償条例」によるもののほか、出席者の収入に応じて、別に「報奨（報償）金」を支払うこととする。

〈参考〉

※静岡市証人等の実費弁償に関する条例

第2条別表

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	(1 km毎)	日当(1日毎)	宿泊料(1夜毎)
実費弁償の額	静岡市職員等の旅費に関する条例の規定による5級の職務にある者に支給する額			37円	2,600円	13,100円

※静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例

第2条別表（抜粋）

職 名	報酬額
法令又は条例の規定による委員等(この表において別に定めるものを除く。)	日額 11,500円

(案)

参考人等に対する報奨（報償）金の支払いについて

1 報奨（報償）金の額

参考人等が陳述に要した時間（これに準じた時間を含む。）1時間当たりの報奨（報償）金の額は、原則として次のとおりとする。

区 分	報奨（報償）金
大学・短大教授・准教授、医師、弁護士などに相当する者	8, 0 0 0円以内
大学・短大講師・又はこれに相当する者	4, 0 0 0円以内

2 参考人等とは

- ・地方自治法第100条第1項の規定により議会に出頭した選挙人その他の関係人
- ・地方自治法第109条第5項の規定により準用する同法115条の2の規定により議会の会議において意見を聴いた学識経験を有する者、又は出頭を求めた参考人
- ・地方自治法第115条の2の規定により議会の会議において意見を聴いた学識経験を有する者、又は出頭を求めた参考人

3 額の調整

参考人等の業績、社会的地位等により、上記1の基準によりがたい特別な事情がある場合は、別途予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

4 旅費との調整

この報奨（報償）金は、静岡市証人等の実費弁償に関する条例による実費弁償にあわせて支払うことができる。（日当相当額を除く。）

(案)

○第12条（議会運営）

〔事務局提案〕

「議長及び副議長の選出」過程について公開を原則として実施手続きを定め、市議会協議会などと同様に「協議等の場」に位置づける。

議長・副議長選挙に伴う「所信表明会」の実施について

- 1 名称 所信表明会
- 2 実施日 議長・副議長選挙を行う本会議開催日の前日
- 3 場所 静岡庁舎本館 第3委員会室
- 4 座長 各会派代表者会議で決定した者
(一般選挙後は各会派代表者会議の座長又は座長が指名した者)
- 5 実施の際の具体的事項
 - (1) 所信表明を行おうとする議員はあらかじめ議会事務局議事課に申し出る。
 - (2) 申し出の期間は議長・副議長選挙を行う本会議開催日の7日前の正午から所信表明会実施日の前日の正午までとする。
※締切日が休日の時はその前の開庁日の前日の正午まで
 - (3) 所信表明は、①議長選挙候補者、②副議長選挙候補者の順に行い、それぞれの発言の順番はくじ引きとする。
 - (4) 所信表明の時間は1人当たり5分以内とする。
 - (5) 所信表明会は公開とし、その記録も作成する。
- 6 その他
 - (1) 所信表明は、議長・副議長に立候補するに当たっての条件とはしない。

(案)

○第13条（委員会の活動）

〔事務局提案〕

「地域において委員会を開催」した例を参考に実施の手續規定を定める。

委員会での「意見交換会」の実施について

静岡市議会基本条例第13条第2項の規定により地域において委員会を開催する際に市民との意見交換（以下、「意見交換会」という。）を行うときは、次の定めに基づき行うこととする。

- 1 委員長は、地域に出向いて委員会を開催するときは、静岡市議会委員会条例第10条の規定による議長への通知に、静岡市議会基本条例第13条第2項の規定により行うことを明記する。
- 2 委員長は、地域において開催する委員会において意見交換会を行おうとするときは、意見交換会への参加を求めたい関係団体又は個人（以下、「関係者」という。）の意向をあらかじめ確認の上、前項の議長への通知に、意見交換会の開催の概要を記載した資料を添付する。
- 3 議長は、当該委員長から意見交換会を開催する旨の通知を受けたときは、関係者に、意見交換会の概要を記した参加依頼文を作成して送付する。この場合、依頼文は遅くとも2週間以内に関係者に届くように手續を行うものとする。
- 4 意見交換会の開催日までに関係者から参加できない旨の連絡があり、意見交換会の実施が困難なときは、委員長は委員会でその旨を報告し、意見交換会を取りやめることができるものとする。
- 5 意見交換会は静岡市議会委員会条例の規定に準じて行い、原則として公開制とする。
- 6 委員長は、意見交換会の記録を作成し、広く公開するとともに、関係者から記録の写しを求められたときは、積極的にこれに応ずるものとする。